

平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 朝樹
(コード：4827 Q-Board)
問合せ先 専務取締役業務本部長 川本 敏夫
(TEL. 092-534-7210)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社ピーエムジャパンに対して平成 26 年 6 月 24 日付けで提起いたしました支払遅延額回収に係る訴訟について、本日、福岡地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

福岡地方裁判所
平成 29 年 5 月 25 日

2. 訴訟の経緯

平成 26 年 5 月 12 日付「貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上に関するお知らせ」および平成 26 年 6 月 24 日付「支払遅延額回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社連結子会社が行う賃貸事業につき、株式会社ピーエムジャパンと賃貸管理物件の一部譲渡の契約を締結いたしましたが、その賃貸管理物件のオーナーへの送金資金について回収遅延が発生いたしました。その物件オーナーへの預り家賃送金額を立替送金し、その立替金額に対して貸倒引当金（平成 29 年 3 月 31 日現在の債権額 87,836 千円）を計上した上で、株式会社ピーエムジャパンに対し請求を行うとともに、その遅延額回収にかかる訴訟を提起してきたものであります。

3. 判決の内容

- (1) 被告（株式会社ピーエムジャパン）は、原告に対し 8192 万 5060 円及びこれに対する平成 27 年 12 月 20 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 50 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第 1 項及び第 3 項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

上記判決は当社の主張をほぼ認めるものであります。この判決が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未確定であります。

以 上